

尾総総第 2 4 1 号

令和元年 6 月 2 7 日

尾道市公立大学法人評価委員会 様

尾道市長 平谷 祐宏

公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等の支給基準について

このことについて、公立大学法人尾道市立大学役員の報酬等について支給基準の変更があり、地方独立行政法人法第 5 6 条第 1 項の規定により準用される同法第 4 8 条第 2 項に基づき届出がありましたので、同法第 4 9 条第 1 項の規定により、通知します。

<変更事項>

役員の退職手当の支給に係る調整月額について、理事長は 4 5, 8 5 0 円から 5 9, 5 5 0 円に引き上げる。(公立大学法人尾道市立大学役員退職手当規程第 3 条第 1 項)

<変更理由>

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う調整月額の改定を受けて、理事長の退職手当支給に係る調整月額の改定を行った。